

議案第72号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員に係る報酬の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

いじめ問題対策委員会委員	1回 5,900円	〃
いじめ問題調査委員会委員	1回 5,900円	〃

を

いじめ問題対策委員会委員	調査業務	〃
	日額 20,000円	
いじめ問題調査委員会委員	調査業務	〃
	日額 20,000円	
いじめ問題対策委員会委員	会議	〃
	1回 5,900円	
いじめ問題調査委員会委員	会議	〃
	1回 5,900円	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
いじめ問題対策委員会委員	調査業務 日額 <u>20,000円</u>	〃	いじめ問題対策委員会委員	<u>1回 5,900円</u>	〃
	会議 <u>1回 5,900円</u>	〃		いじめ問題調査委員会委員	<u>1回 5,900円</u>
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の概要

いじめ問題対策委員会及びいじめ問題調査委員会の委員に係る報酬は、1回5,900円と定めています。これは、会議費として定めたもので調査業務に対しての報酬は定めていませんでした。そのため、専門性の高い知識や経験を活かして行う調査やそのような場を設けた時に対する報酬として、新たに1日20,000円を追加するものです。

2 役割

(1) いじめ問題対策委員会（教育委員会部局）

重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を行います。教育委員会は、この結果を町長に報告しなければなりません。

(2) いじめ問題調査委員会（町長部局）

教育委員会からいじめ問題対策委員会の調査の報告を受け、その対処又は重大事態と同様の事態の発生防止のため、必要があると認めるとき、その調査結果について調査を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。